

NCM ネットワーククラウドサービス利用規約

株式会社長崎ケーブルメディア

目次

第1条（総則）	2
第2条（用語の定義）	2
第3条（サービスの内容）	2
第4条（契約の単位）	3
第5条（契約の成立）	3
第6条（契約の期間）	3
第7条（サービスの提供条件）	3
第8条（料金の適用）	3
第9条（サービスの終了等）	3
第10条（履歴情報の取得）	3
第11条（所有権）	4
第12条（協議）	4
附 則	4

第1条（総則）

株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、当社が提供する NCM ネットワーククラウドサービス（以下「本サービス」といいます。）に関して、当社と本サービスの加入契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）に対し、以下のとおりクラウドサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めるものとします。

2 契約者は、本規約のほか、定めのない事項については、ネットワークサービス約款（以下「約款等」といいます。）が適用されることを確認するものとします。

3 当社は、本規約を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新規約を適用するものとします。

第2条（用語の定義）

本規約において使用する用語は電気通信事業法など関連法令において使用する用語例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 WEB 認証サービス	インターネットを利用する前に、ネットワーク上の特定の WEB の参照を強制する機能
2 URL フィルタリングサービス	URL フィルタポリシーに基づき、HTTP プロトコルの URL へのアクセスを制限する機能
3 設定パラメータシート	本サービスを利用するためのネットワーク設定に必要な情報を記載した当社所定のシート
4 加入契約	当社から本サービスの提供を受けるために、当社と契約者との間に締結される契約

第3条（サービスの内容）

本サービスの内容は、次の各号に規定するところによります。

（1）WEB 認証サービス

認証を通過した利用者についてインターネットの利用を許可する機能を提供するサービスです。

（2）URL フィルタリングサービス

外部の URL フィルタリングサービス事業者のデータベースに問い合わせ、通知された当該 URL の評価結果を元にアクセスを制限する機能を提供するサービスです。

（3）認証ログ取得サービス

WEB 認証サービスで自動的に取得した認証ログを保管し、特定の形式で契約者へ提供するサービスです。認証ログは最大6ヶ月間保持します。

2 当社は、前項において、契約者が当社に対して提出した設定パラメータシートを基に設定を実施するものとします。

第4条（契約の単位）

当社は NCM ネットワーククラウドサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定する種類ごとに本サービスの加入契約を締結します。

第5条（契約の成立）

本サービスの加入契約は、予め本規約及び約款等を承諾の上、当社所定の手続を経て、当社が加入契約申込の承認を行い、当社が契約者への本サービスの提供を開始したときに成立するものとしします。

第6条（契約の期間）

本サービスの加入契約は、当社が契約者へ本サービスの提供を開始した日から1年間とします。

2 前項に規定する契約期間満了の1ヶ月前までに契約者から申出がない場合は、当該契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（サービスの提供条件）

当社は、次の各号に規定する条件を全て満たす場合にのみ、本サービスを提供します。

- (1) 当社が認めるサービスの加入契約を締結していること。
- (2) 設定パラメータシートを当社に対して提出すること。

第8条（料金の適用）

本サービスの料金は、別に定める場合を除き、料金表に規定するところによります。

2 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金表を改定する場合は、2ヶ月前に当社所定の方法により当該契約者に通知するものとしします。

第9条（サービスの終了等）

当社は、契約者が第7条（サービスの提供条件）に規定する条件を一部でも履行しなかった場合は、本サービスの提供を終了します。

2 当社は、事前に通知をした上で、本サービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとしします。

第10条（履歴情報の取得）

当社は、利用時間帯、IPアドレス及び端末の個体識別情報（MACアドレス）等の情報を取得できるものとしします。この情報は、プロバイダ責任制限法に基づき利用します。

第 11 条 (所有権)

本サービスを構成する全てのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続、商標、商号、第三者が提供するサービス又はそれに付随する技術全般は、当社又は当該提供者に帰属するものとします。

第 12 条 (協議)

契約者及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決するものとします。

附 則

(実施期日)

本規約は、2020年11月1日より実施します。